



## 幼児教育・保育無償化について

この案内では、一時預かり事業等の利用に関する手続きや必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んでから、申請してください。

### も く じ

- 1. 無償化の対象となる児童とは? . . . . . P 2
- 2. なにが無償になるの? . . . . . P 2
- 3. 上限金額っていくらまで? . . . . . P 2
- 4. 対象となる施設について . . . . . P 3
- 5. 保育の必要性とは? . . . . . P 3
- 6. 無償化の制度を利用するために必要なこと
  - ① 事前準備 . . . . . P 4
  - ② 利用方法 (保育料の支払) . . . . . P 8
- 7. Q & A . . . . . P 9



## 無償化対象施設

① 幼稚園 (施設型給付) ・ 認可保育所 ・ 認定こども園  
小規模保育 ・ 家庭的保育 ・ 企業主導型保育 ・ 事業所内保育等

② 幼稚園 (私学助成)

③ 幼稚園預かり保育

④ 認可外保育施設

⑤ 一時預かり保育 ・ ファミリーサポート ・ 病児保育

※児童発達支援施設等 (他施設との併用可。どちらも無償対象になります。)

## 1. 無償化の対象となる児童とは？

### ① 3歳児から5歳児で保育の必要性の認定を受けている世帯

※令和6年度の対象児童

学年齢	生年月日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

### ② 0歳児から2歳児で住民税が非課税の世帯かつ保育の必要性の認定を受けている世帯

※令和6年度の対象児童

学年齢	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日



認可保育所等・認定こども園・幼稚園(一部例外あり※1)に在籍している場合は、**対象外**です。

※1 通園する幼稚園の開所について、年間200日未満・1日8時間未満の場合は対象となります。

※『保育の必要性の認定』については、3ページに説明があります。

## 2. なにが無償になるの？

保育料にあたる部分が一部(上限額まで)無償となります。

食材料費
施設管理費
保育料

保護者負担

無償化対象

保育料以外(食材料費・施設管理費・その他)は対象となりません。  
※ファミリーサポートについて、**送迎のみの利用は対象外**です。

## 3. 上限金額っていくらまで？

対象となる児童の年齢により異なります。

「1. 無償化の対象となる児童とは？」の①に該当する児童	月額上限額37,000円
「1. 無償化の対象となる児童とは？」の②に該当する児童	月額上限額42,000円

上記金額を超える部分は、すべて **自己負担** となります。

## 4. 対象となる施設について

町内においては、以下の施設が無償化の対象となります。

事業名	施設名	連絡先
一時預かり事業	さむかわ保育園	0467(75)0134
	旭保育園	0467(75)0773
	一之宮愛児園	0467(75)0729
	寒川湘南保育園	0467(75)9100
	ベビーシッター(田中幸子)	090(5433)3696
ファミリーサポートセンター事業	寒川町ファミリーサポートセンター	0467(75)7050
認可外保育施設	【該当施設なし】	—
病児保育事業		

※複数の施設を併用することができます。ただし、1人の児童の月額上限額に変更はありません。(月額上限額 2歳児以下:42,000円/3歳児以上:37,000円)

## 5. 保育の必要性とは？

保護者等が、以下のような状況により保育を必要とする場合に、町が保育の必要性を認定します。

保育の必要性	必要性の要件	認定期間(最大)
就 労	保護者等が就労している。(注1) (月64時間かつ週3日以上が最低要件です。)	就学前まで
妊娠・出産	母親の出産前後。(原則、出産予定日含む3か月間。)	3か月
疾病・障がい	保護者が病気もしくは負傷している。 または、身体・精神等に障がいを有している。	就学前まで
介護など	長期にわたる病人や身体・精神に障がいを有している人がいるため、保護者等が常時介護等にあっている。	就学前まで
災害復旧	火災・風水害・地震により家を失ったり破損した等により、その復旧に保護者があっている。	就学前まで
求職活動	就職活動中(起業準備含む)。(注2)	3か月
就 学	職業訓練校等における職業訓練など。	通学期間中
虐待・DV	虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)の可能性がある。	就学前まで
その他	各要件に類する状態にある場合。	就学前まで

注1: 児童と同居の65歳未満の成人すべてが何かしらの要件を満たしている必要があります。

注2: 認定期間内に、月64時間以上かつ週3日以上の上の就労をすることを証明する書類を提出すれば、認定期間は延長されます。また、書類の提出がない場合は、保育の必要性の認定基準に該当しなくなります。



保育の必要性の要件が変わる際は、そのたびに町保育幼稚園課への届け出が必要です。  
届け出なく要件を変更していた場合や虚偽の申請があった場合は、**保育料を返金していただく場合があります**のでご注意ください。

## 6. 無償化の制度を利用するために必要なこと

### 6-① 事前準備

無償化制度の利用を希望する**すべての児童（きょうだいの場合でも1人ずつ）**が**事前に**『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。

#### ・・・保育の必要性の認定を受けるために必要な書類とは？

**利用を開始する前に**、次の書類を町保育幼稚園課に提出してください。

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認のうえ、提出してください。（提出した書類は返却できません。）

※**すべての書類が整ってから認定となります**ので、足りない書類がないか等、下の表をご確認ください。

#### 提出する書類

<input type="checkbox"/> 給付認定申請書	<b>必ず両面記入</b> してください。
<input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙+本人確認書類	7ページを確認のうえ、用意してください
<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類	以下の表を確認のうえ、用意してください

書類名称		内 容				備 考
要件を証明する書類	就 労	就労状況の確認に使用します				会社員・公務員 派遣社員・パート等
		就労状況の確認に使用します ※添付書類必須（未提出の場合は減点となります） 自営中心者：A 1点・B 1点以上（※片方のみは認めません） 自営協力者：A 1点・B 1点以上（※Aは提出できる場合のみで可）				自営業・個人事業主 自営補助
		A	B		自営中心者	<input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 請求書・領収書 <input type="checkbox"/> 請負契約書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 報酬の記録 等
		確 会 認 社 社 で 等 き の 運 営 書 類	<input type="checkbox"/> 税務署に提出する開業の届出書 <input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> パンフレット・チラシ・ホームページ <input type="checkbox"/> 事業所名が印字された領収書 <input type="checkbox"/> 事業所名義の賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> その他、上記に代わるもの		自営協力者	<input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 出勤の記録 <input type="checkbox"/> その他 (上記に代わるもの)
		※自営等の場合は添付書類（A・B）を必ず添付してください。 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内		継続して働いている ことが分かる書類		
		★⑦復職証明書 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内	復職の確認および就労状況の確認に使用します。 ※産前産後休暇・育児休業・休職等を終了し復職する予定日が決定した場合			
		★⑧育児休業 取得証明書 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内	産前産後休暇もしくは育児休業の取得状況、復職予定日の確認に使用します。 ※育児休業中に申請をする場合等			
		タイムスケジュール表 (※任意書式可)	ダブルワークや自営業もしくは内職等で、就労時間が固定ではない、もしくは分散する場合に上記の書類と併せて提出してください。 ※書式は任意（町保育幼稚園課にも用意があります）			

書類名称		内 容	備 考	
要件を証明する書類	妊娠・出産	⑨出産連絡票	出産予定日等の確認に使用します。母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されているページ）を添付してください。 ※認定後も出産予定がある時は提出が必要です	母子手帳の写し ※寒川町発行の母子手帳の場合は表紙と5ページの写しを添付
		診断書	妊娠・出産を事由とした入院や療養の必要がある場合は、出産連絡票と併せて提出してください。 ※切迫早産等で原則（3か月）以上の期間を必要とする場合は必須	
	疾病・障がい	各種手帳 もしくは受給者証	障がい内容の確認に使用します。	各種手帳もしくは各種受給者証等の写し
		診断書	疾病状況等の確認に使用します。 明確に「 <b>保育が必要である理由</b> 」の記載が必要です。（診断内容のみの診断書は不可）	入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。
	介護等	⑩介護申立書	介護が必要な状況の確認に使用します。	
		タイムスケジュール表 （※任意書式可）	介護・看護に携わる時間等の確認に使用します。	
	災害復旧	罹災証明書の写し	罹災状況の確認に使用します。 寒川町民の場合は、消防署・町町民安全課にて発行されます。「災害見舞金」の申請にも使用します。	
	就学	⑪就学証明書	就学状況の確認に使用します。	入学許可証の写し 学生証の写し 講義スケジュール 等
		タイムスケジュール表 （※任意書式可）	就学要件による認定区分は「短時間保育」です。 講義スケジュール等により「標準時間保育」を希望する場合は提出してください。	
	求職活動	⑫求職活動申告書 ・求職活動記録表	求職活動内容を確認します。 ※未活動の場合は、求職活動申告書のみ記入してください。	

提出された書類にて『保育の必要性』を確認でき次第『施設等利用給付認定証』を送付します。

## 〇●〇 申請にかかる注意点 〇●〇

証明書等の提出がない場合は、新2号・新3号等の認定はできません。



きょうだいで同時に申請を行う場合は、それぞれに証明書等を添付してください。

原本・・・申請を行うきょうだいのうち、**1番下**の年齢の児童

写し・・・申請を行うきょうだいのうち、**うえ**の年齢の児童



就労証明書等の決められた書式（書式名に番号が振られているもの）については、寒川町のホームページより印刷できます。 ※町保育幼稚園課窓口でもお配りしています。



新2号・新3号認定の切り替えは、

- A. 申請書等すべての書類の提出が完了した日
- B. 保育を必要とする事由が発生する日（就労開始日等）

A・Bのうち遅い方の年月日からの認定となります。

遡っての申請および認定はできませんので、保育を必要とする事由が発生する前に申請するようにしてください。

預かり保育等の請求可能期間は、利用した月の翌月1日から2年間です。  
請求可能期間の最終日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。



例 パターン①令和6年4月1日から令和6年4月30日の利用分

請求可能期間：令和8年4月30日

パターン②令和6年5月1日から令和6年5月31日の利用分

請求可能期間：令和8年6月1日（※令和8年5月31日が日曜日のため）



保育の要件に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。

月64時間以上の就労が確認できない月に関しましては、幼稚園預かり保育料補助の対象とならない場合があります。



その他ご不明な点がございましたら、町保育幼稚園課へお問い合わせください。

## ・・・マイナンバーの提出について

認定申請にあたっては『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

必要なもの

※ 給付認定申請書等と一緒に提出してください。

<input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙	実際に同居している人、全員分を記入してください。
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	① 番号確認書類 ② 身元確認書類

**申請を行う保護者の分のみ提出してください**  
(申請児童およびその他の世帯員等の書類は不要です。)

### ● 記入に関する注意点

『マイナンバー記入用紙』には、給付認定申請書に記入した申請児童・申請児童の保護者・家族・同居人の情報を記入してください。(※単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。)ただし、虐待・DV等での理由で同居されていない場合は記入は不要です。

### ● 本人確認書類の提出について

本人確認書類等として、『マイナンバー記入用紙』の「2. 申請を行う保護者」の氏名欄に記入した人の **番号確認書類** と **身元確認書類** の提示もしくは提出が必要です。

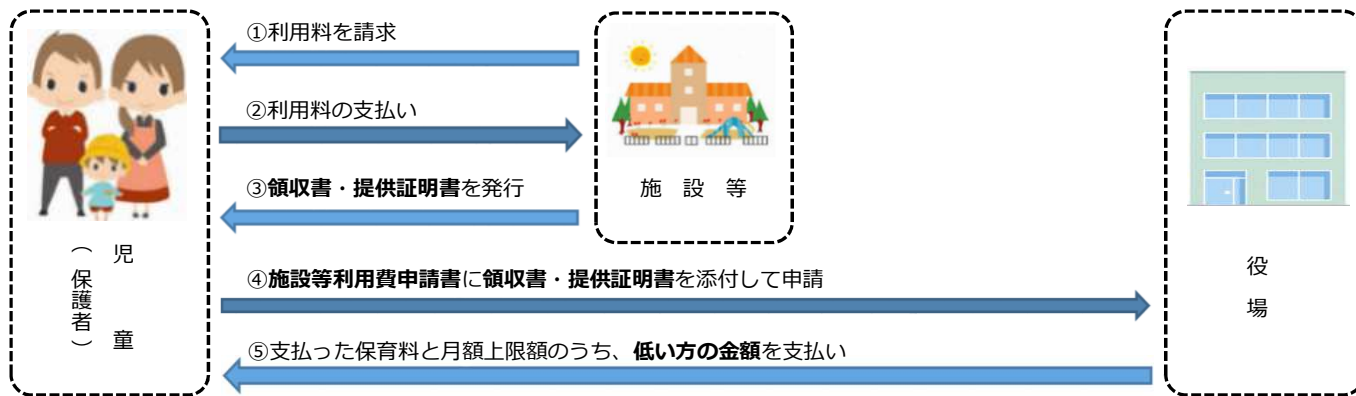
① 番号確認書類	いずれか1点	
	* マイナンバーカード (裏面) * 通知カード * マイナンバーが記載された住民票の写し (または住民票記載事項証明書)	
② 身元確認書類	いずれか1点で可能なもの (顔写真付きの公的証明書)	
	* マイナンバーカード (表面) * パスポート * 運転免許証 * 在留カード	* 身体障害者手帳 * 療育手帳 * 精神障害者保健福祉手帳 等
	いずれか2点必要なもの (A 2点またはA 1点+B 1点)	
	<b>A 顔写真なしの公的証明書</b> ※『氏名』『生年月日か住所』 の記載があるもの	<b>B 顔写真付きの証明書</b>
* 保険証 * 印鑑登録証明書 * 児童扶養手当証書 * 特別児童扶養手当証書	* 年金手帳 * 学生証 * 法人が発行した証明書 * 公的機関発行の資格証明書 等	

※住民票の写しは**原本を提出**してください。それ以外は、コピーしたもので構いません。

## 6-② 利用方法（保育料の支払い）

1. 利用を希望する施設が**無償化対象施設であるかを確認**してください。  
(無償化対象施設ではない施設については、利用料の**払い戻しはできません**。)
2. 利用を希望する施設が決まったら、町保育幼稚園課に「給付認定申請書」等必要な書類  
(「6-①無償化の制度を利用するために必要なこと」参照)を提出してください。
3. 一時預かり事業等を利用後、利用料は**利用した施設にお支払いください**。  
利用料をお支払いいただくと、施設から領収書(兼提供証明書)を渡されます。払い戻しの  
手続きに必要な書類となります。
4. 次のものを持って、町保育幼稚園課にて払い戻しの手続きをしてください。
  - ① 領収書(兼提供証明書)※利用施設から渡されたもの
  - ② 施設等利用給付認定通知書
  - ③ 振込口座指定届(※初回申請時必須。以後は振込先を変更したい時に提出  
※マイナンバー公金受取口座を希望の場合は提出不要)
5. 後日、指定された金融機関に、上記3.で支払った利用料もしくは月額上限金額のうち、**低い  
方の金額**を町保育幼稚園課から振込みます。

### 保育料払い戻しイメージ(償還払い)



払い戻しの申請可能期間は、**利用した月の翌月1日から2年間**です。  
申請可能期間の最終日が**閉庁日の場合は翌開庁日(パターン②参照)**となります。

- 例 パターン①：令和6年4月1日から令和6年4月30日利用分の申請可能期間終了日  
→令和8年4月30日
- パターン②：令和6年5月1日から令和6年5月31日利用分の申請可能期間終了日  
→令和8年6月1日(※令和8年5月31日が日曜日のため)

申請可能期限以降は、いかなる理由があってもお支払いできません。  
お忘れのないように、**早めにご申請ください**。



## 7. Question & Answer



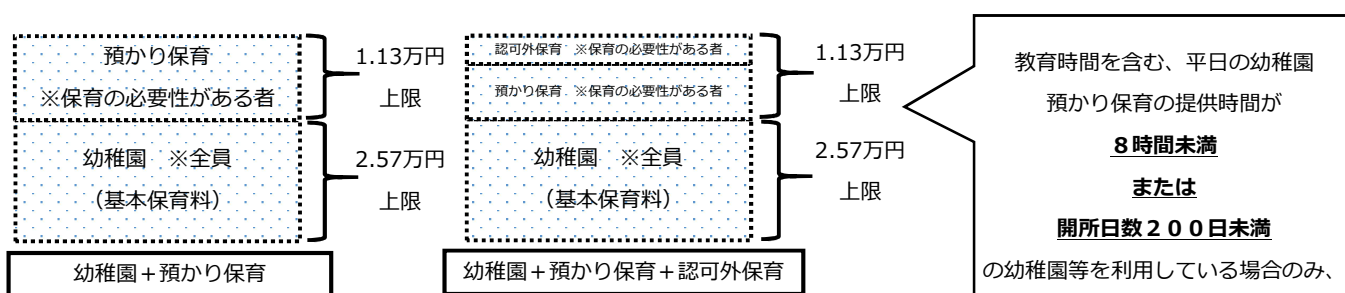
### 1. 払い戻しは毎月手続きが必要ですか？

まとめて払い戻しの手続きをしていただけます。

ただし、**利用月の翌月1日から2年間を過ぎると、いかなる理由があっても払い戻しできませんので、**忘れないように定期的に払い戻しの申請をすることをお勧めします。

### 2. 幼稚園に入園していますが、長期休暇中等に一時預かり事業を利用する場合も無償化の対象になりますか？

通園する幼稚園が **①平日8時間未満（教育時間を含む）または年間200日未満の開所** **②保育の必要性のあるお子さんの場合**には、幼稚園預かり保育に係る補助額の上限額から幼稚園預かり保育の補助額を差し引いた残額を上限として、認可外保育施設等の利用料も補助の対象となります。



※寒川町内には認可外保育施設等を併用できる幼稚園はありません。

### 3. 保育所等の入所を希望しています。入所できるまで認可外保育施設等の利用を考えています。

「1. 無償化の対象となる児童とは」に該当する児童であれば「3. 上限金額っていくら？」にある金額まで無償化の対象となります。利用を希望する時は「6-② 利用方法（保育料の支払い）」の手続きをお願いいたします。この時、保育所等入所申込書の有効期限内であれば『保育を必要とする書類』の提出は必要ありません。

ただし、提出した書類の内容に変更がある場合は再提出が必要です。（※就労先が変わった、就労時間・日数が変わった等）

### 4. 給付認定申請書等を町保育幼稚園課へ提出する前に（保育の必要性の認定を受ける前に）認可外保育施設を利用しました。利用料を請求できますか？

給付認定申請書等の提出前に利用した分の利用料は**払い戻しできません**。

給付認定日は・・・

A. 申請書等すべての書類の提出が完了した日

B. 保育を必要とする事由が発生する日（就労開始日等）

AかBのどちらか遅い方が認定開始日となります。

**さかのぼって認定することはできませんので、必ず利用開始前にお手続きするようにしてください。**





お問い合わせは・・・



寒川町学び育成部保育幼稚園課 保育幼稚園担当

TEL : 0467-74-1111

FAX : 0467-74-5613 [内線 : 152~154]

MAIL : [hoiku@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:hoiku@town.samukawa.kanagawa.jp)